

令和8年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和8年3月3日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和8年3月3日（午前9時10分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	産業振興課長	森井 裕
参 事 兼 総 務 課 長	山下 喜市	環境水道課長	西田 健
施設管理室長	岡谷 吉浩	建 設 課 長	阪口 昇吾
みらい安心課長	作野 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書 記	山下 雅輝
書 記	西村 美紀	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第33号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第33号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第33号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第1号～議案第33号）
- 日程第8 議員派遣の件

上程議案

- | | | |
|--------|---|-------------------------|
| 議案第1号 | 令和8年度 | 度会町一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和8年度 | 度会町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和8年度 | 度会町介護保険特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和8年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和8年度 | 度会町水道事業会計予算 |
| 議案第6号 | 令和7年度 | 度会町一般会計補正予算（第8号） |
| 議案第7号 | 令和7年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第8号 | 令和7年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第9号 | 令和7年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第10号 | 令和7年度 | 度会町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 議案第11号 | 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第12号 | 度会町職員の旅費に関する条例について | |
| 議案第13号 | 度会町職員の降給に関する条例について | |
| 議案第14号 | 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例について | |
| 議案第15号 | 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第16号 | 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第17号 | 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について | |
| 議案第18号 | 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第19号 | 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第20号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 度会町一般会計補正予算（第6号）） | |
| 議案第21号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 度会町一般会計補正予算（第7号）） | |
| 議案第22号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 度会町水道事業会計補正予算（第3号）） | |
| 議案第23号 | 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第24号 | 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第25号 | 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第26号 | 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |

- 議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第28号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第29号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第30号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第31号 町道路線の認定及び変更について
議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更について
議案第33号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めること
について

◎開会の宣告

(9時10分)

- 議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和8年第1回度会町議会定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
今回、定例会の会議録署名議員は、度会町議会会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

4番 中西 久博 議員

6番 貞森 義和 議員

◎会期の決定

- 日程第2 会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

- よって、今期定例会は、本日から3月12日までの10日間に決定いたしました。
なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

- 日程第3 諸般の報告をいたします。
地方自治法第235条の2第3項の規定による令和7年11月分から令和8年1月分までの出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局に

において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のための写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしました。

◎議案の上程（議案第1号～議案第33号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案第33号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第1号～議案第33号）

日程第5 それでは、提案者、中村町長より提案理由の説明を求めます。

はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

令和8年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

さて、3月に入り、寒さの中にも幾分、暖かい春の気配を感じるようになりました。まさに今日はですね、農業にとっては潤いの雨ということで、草木が成長することになるかと思っております。

宮リバー度会パークの桜も、一月後の春まつりの頃には、大勢の来場者を笑顔にしてくれることと期待をしております。毎年、満開の桜の下に、多くの家族連れが訪れてくれる光景を見るたびに、桜は皆を幸せにするものだ実感いたしますが、これも咲くのを待っているだけではなく、日頃の管理や皆様をお迎えする準備が揃っていることでもあります。

町政運営も同様で、皆さんの笑顔という満開の花を咲かせるためには、私たち行政と議会が、土壌をしっかりと整え、種をまき続ける努力が必要と考えます。

世界に目を向けてみますと、依然として争いは絶えず、連日報道される平和とは程遠いニュースに胸を痛める日々が続いております。こうした不安定な国際情勢は、物価や資材の高騰という形で、私たちの生活を圧迫し、家計に大きな影を落としています。

国が揺れれば、地方も揺れる。そんな厳しい時代だからこそ、私たち行政は、町民の暮らしという根の部分のしっかりと支える土壌でなければならないと、そう思っております。

一方、国政に目を向けますと、先般の衆議院選挙におきましては、多くの政党が消費税減税を一斉に訴えました。このことは、裏を返せば、それほどまでに国民の生活、そして、この度会町でも長引く物価高によって、家計を圧迫するといった現実が突き付けられていることが要因と思われます。

減税による負担の軽減は、多くの国民が望むところではありますが、私たち地方行政の現場では、国の動向に注視しながらも、これを冷静に見極めることが重要で、度会町においては、国の物価高騰の支援があるときには、今日、明日の暮らしに直結すべく、いち早く地域振興券という形で、その対応を進めてまいりました。

清流宮川の水が隅々まで圃場を潤すように、その時その時の即断実行で、本当に必要なところへ無駄なく行き渡る予算編成をしっかりと吟味し、足元を見つめた議論を交わしていくことが重要であります。

近隣町では、一時代を築いてこられた先輩の町長さん方が勇退をされ、新たな顔ぶれがそろってまいりました。私にとりましても、2期目の集大成の年でもありますので、令和8年のえと午年は、馬のように活発に走る行動力。飛び跳ね続ける躍動力。そして、力強い馬力でもって、町政のみならず、この地域をけん引してまいりたいと思っております。

それでは、新年度の主な事業及び予算について、御説明をいたします。

新年度予算では、脱炭素による地域課題解決と安心できる暮らしの実現に向けてを考えの一つとしています。

まず、脱炭素による地域課題解決は、度会町は、大規模風力発電所、そしてメガソーラー発電所のある脱炭素社会の先頭を走る町であることから、未来への投資とした位置づけの下、近隣6町と連携し、幾度となく挑戦をしてきた脱炭素先行地域に、令和6年度において採択されるに至り、これを受けて、度会町の脱炭素化の実現を皮切りに、本町を中心として6町が連携し、広域的な脱炭素化を目指す事業となります。

カーボンニュートラルな社会の実現は、地球規模での大きな動きではありますが、この度会町を次の世代へしっかりとつないでいくため、未来に向けた重要な事業だと考えております。

昨年9月に設立した地域新電力会社三重広域エネルギー株式会社をはじめとし、新年度からは、本格事業が動き始めることになります。

具体例を申し上げますと、令和7年度に、計画、調整を開始した公共施設への太陽光発電設備の導入に加え、民間施設や戸建て住宅においても導入を進めるべく、事業者選定を開始いたします。

併せて、民間主導によるソーラーシェアリングや、EV自動車導入によるEVステーションの検討整備も進めてまいります。

国の脱炭素先行地域事業補助金を活用した、これらの再生エネルギー事業を契機に、地域課題の解決を図りながら、さらなる町の発展と持続可能な社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

さらに、安心できる暮らしの実現、これは、まさに首長である私に課せられた一番の責務であります。長引く物価高騰の中、皆さんの生計の一助になればという思いから、引き続き4月から6月支払い分までの3か月間、水道基本料金の減免を継続いたします。

そして、子育て支援に関して申し上げますと、棚橋保育所の遊戯室の床改修をはじめ、照明のLED化など、保育環境の充実のほか、放課後児童クラブには、看護師1名を新たに配置し、児童の健やかな成長を専門的にサポートする体制とします。

教育環境の充実においては、支援を必要とする児童・生徒にきめ細かく寄り添うための支援員や指導員の拡充を行い、個に応じた学びの提供につなげます。また、子育て世代の負担軽減のために、国費を活用することで、小学生の給食費を全額の補助とし、引き続き中学生には、半額の補助を継続することとしています。

また、暮らしの安心を守るという観点から、喫緊の課題として調整を進めておりました地域医療の確保については、指定管理者制度を活用して、4月から町営診療所を開設いたします。町営バスにおいても、川南ルート、一之瀬川ルートともに、診療所前の度会棚橋のバス停に停車するよう、ダイヤ調整も進めております。

また、用地造成を進めてまいりました町営住宅の清風住宅におきましても、いよいよ第1期の建設工事に着手してまいります。

そして、防災面で言いますと、能登半島地震をはじめとする被災地支援で得た経験から、町の防災対策をより一層強化するため、災害用給水タンクやエアベッドなどを追加整備するほか、気象庁の防災気象情報の見直しに伴い、地域防災計画の改定や浸水想定区域を明確に示す防災マップを更新いたします。同様に、自然災害に対するリスク回避という観点では、昨今のゲリラ豪雨等による被害を未然に防止するため、道路排水機能の強化や河川の改修、浚渫を推し進めてまいります。

以上が、主な施策でございますが、令和8年度におきましても、町民の皆様や事業者の皆様、そして、町議会議員の皆様方に、引き続き、町政への御理解と御協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案について、御説明をいたします。

今期定例会に提案いたしました議案は、予算関係10件、条例関係9件、その他14件の合計33議案でございます。

まず、議案第1号 令和8年度度会町一般会計予算について、御説明をいたします。

10ページ及び11ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

令和8年度も昨年同様過去最大規模の予算編成となっており、対前年度比1.0%増の総額52億9,069万4,000円をもって運営をしてまいります。

お示ししました予算案により、歳入予算から順を追って御説明をいたします。

12ページからの款1町税の項1町民税では、令和7年度の税制改正による減額が見込まれ、項2固定資産税においても、風力発電や太陽光発電の償却分がマイナス影響し、町税全体では7,514万円の減となる10億7,536万1,000円を計上しております。

内訳につきましては、項1町民税、目1個人において、対前年度2,560万円減の3億270万円を、目2法人では、法人税の滞納繰越分の減収を見込む2,107万円を、項2固定資産税においては、対前年度4,890万円減となる6億7,200万円を、項3軽自動車税でも、目1環境性能割の減額が大きく、13ページで、計61万円減の3,859万1,000円を計上しております。

次に、項4町たばこ税については、過去の推移と本年度の収入見込みを踏まえ、100万円増の4,100万円を計上いたしております。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税については、対前年度90万円減の670万円を、項2自動車重量譲与税では、対前年度120万円増の2,710万円を、次の14ページ、項4森林環境譲与税には、県の試算に基づき、対前年度165万6,000円減となる4,797万8,000円を計上いたしております。

款4配当割交付金及び款5株式等譲渡所得割交付金については、それぞれ1,210万円と1,280万円を見込んでおります。

次の15ページを御覧ください。

款6法人事業税交付金については、県へ納入された法人事業税額の一部が、市町村に交付されるもので1,480万円を計上しております。

款7地方消費税交付金については、対前年度2,100万円増の1億8,300万円を、款8環境性能割交付金では、税制改正により、対前年度650万円減の10万円を計上いたしております。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別控除の減収補填分になりますが、対前年度836万6,000円増となる1,634万4,000円を見込んでいます。

次に、16ページを御覧ください。

本町が歳入において大きく依存する款10地方交付税につきましては、普通交付税において町税収入や国の推計伸び率を勘案し、合せて当年度も特別交付税の算式分を当初予算に計上したことから、対前年度1億3,600万円増、8.4%増となる17億5,600万円を計上いたしております。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金では、保育所の入所予定

児童の保護者負担金など、2,215万円を見込んでおります。

続く、17ページ、項2分担金の1,258万5,000円につきましては、ライフライン事前伐採事業にかかる中部電力からの分担金が、主たる内訳となっております。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1土木使用料については、町有施設の使用料で、対前年度163万6,000円増の3,031万9,000円を計上し、18ページから19ページに続く、項2手数料では、窓口での諸証明手数料及び美化センターのごみ処理手数料など、総額411万4,000円を計上しております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金をはじめ、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3児童措置費負担金には、それぞれの被用者負担金などを合わせた2億3,252万4,000円を、20ページの項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金には、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や脱炭素先行地域事業補助金、さらには、社会保障・税番号制度補助金を合わせ、2億3,353万8,000円を計上いたしております。

目2民生費国庫補助金、節1障害福祉費補助金には、地域生活支援事業補助金として356万3,000円を、また、節9子ども・子育て支援交付金には、子育て世帯などに対する切れ目のない一体的な支援を行うため、子ども家庭センターの運営費用を含めた経費に対する国からの交付金として、1,757万9,000円を計上しております。

続く、節10社会福祉費補助金の450万円は、生活困窮者に対して、専門支援員が相談を受け、個々に合った支援プランの作成など、各種サービスや就労支援を行う窓口整備費用にかかる国庫補助金で、実務は町社会福祉協議会への委託を予定しております。

次に、目3衛生費国庫補助金、節1環境衛生費補助金には、浄化槽設置にかかる循環型社会形成推進交付金として440万5,000円を、また、節3保健衛生費補助金には、妊婦のための支援給付交付金など、477万4,000円を計上いたしております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金へ、美しい森林づくりの基盤整備交付金を、次の節2農業振興費補助金に、多面的機能支払交付金、環境保全型直接支払交付金などと合わせて、922万7,000円を計上いたしております。

次に、目5土木費国庫補助金では、節1道路橋梁費補助金に、各種町道の通学路安全対策工事等にかかる社会資本整備総合交付金に、田口大橋の塗装や橋梁点検の健全性評価業務に対する道路メンテナンス事業費補助金を合わせた5,465万8,000円を、節2住宅費補助金には、町営住宅の清風住宅建替第1期建築工事にかかる社会資本整備総合交付金等として、1億2,889万4,000円を計上しております。

次に、22ページ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、従来の国民健康保険や障害福祉、介護及び後期高齢者保険などのほか、児童措置費負担

金を含めた1億2,061万1,000円を計上。項2県補助金、目2民生費県補助金には、障がい者や子ども医療費補助金などのほか、子ども・子育て支援交付金として3,167万円を計上しております。

23ページ、目3衛生費県補助金では、保健衛生に関する各種事業や浄化槽設置促進事業などのほか、県と連携し促進する太陽光発電設備の設置並びに電気自動車の購入にかかる事業に対する県補助金など734万円を計上し、目4農林水産業費県補助金では、節3農業振興費補助金に、増加傾向にあります鳥獣被害の防止総合対策など821万2,000円を、節5林業振興費補助金には、みえ森と緑の県民税市町交付金など2,490万7,000円を、24ページ、目6土木費県補助金、節1土木総務費補助金では、引き続き実施する脇出地区の地籍調査事業にかかる補助金など、231万8,000円を計上いたしております。

節4住宅費補助金の326万9,000円については、令和6年度から追加した耐震シェルターの設置に加え、三重県木造住宅耐震化総合支援補助金などを計上しております。

目8災害復旧費県補助金では、林道注連指西線の地すべり災害にかかる復旧事業費補助金として6,330万円を、項3委託金、目1総務費委託金については、令和7年度の国勢調査の完了などに伴い、対前年度2,137万9,000円減の1,741万3,000円を計上いたしております。

このうち、節2徴税費委託金へは、個人県民税徴収取扱交付金1,180万円を、25ページの節4選挙費委託金は、令和9年4月に県議会議員が任期満了を迎えることから、その準備のための選挙費委託金451万4,000円を計上いたしております。

節5統計調査費委託金では、全国の事業所や企業を対象に、5年ごとに実施される経済センサス活動調査の実施年であることから、その市町交付金として104万7,000円を見込んでいます。

款16財産収入、項1財産運用収入では、目1財産貸付収入へ、風力発電事業に伴う町有林の借地料など、568万円を計上しております。

26ページ、款17寄附金、項1寄附金ですが、目2ふるさと寄附金では、順調な伸びを得ている本町へのふるさと寄附金ですが、委託体制の変更も見られることから、その実績を踏まえ、前年度より微増の1億3,500万円を計上しております。

27ページの款18繰入金、項2基金繰入金につきましては、目3まちづくり施設等整備基金や目11ふるさと応援基金繰入金などの目的基金の繰入れに加え、不足する財源を目1財政調整基金繰入金へ1億9,409万2,000円、目7町債管理基金繰入金に1億円の繰入れで確保し、全体で5億7,387万3,000円の繰入金において、一般会計の財源調整をいたしております。

次の款19繰越金には、前年度繰越金として、昨年同様3,000万円を計上しており

ます。

28ページを御覧ください。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入では、ハロウィンジャンボ宝くじの収益分配金や三重県後期高齢者医療広域連合への派遣職員負担金など、合わせて4,439万5,000円を見込んでおります。

30ページ、項4受託事業収入では、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業収入として525万円を計上いたしております。

款21町債、項1町債につきましては、目1民生債、節2子ども・子育て支援事業債において、棚橋保育所の遊戯室床改修事業へ充当するべく860万円を、節4脱炭素化推進事業債で、棚橋保育所のLED化事業に3,040万円を、目2農林水産業債には、農林道の改良事業等へ1,920万円を、目3土木債1億5,190万円には、町道改良事業に充当するための辺地対策事業債4,410万円と、各種町道の排水施設改修や舗装修繕対策に充当する緊急自然災害防止対策事業債に8,630万円を、準用河川わんだ川等の浚渫工事のため、31ページの緊急浚渫推進事業債に1,300万円を見込んでいます。

目5災害復旧債では、林道注連指西線の地すべり災害復旧事業に充当すべく、1,230万円を計上しております。

目6消防債には、三重南消防指令センターの整備事業への充当を含めた680万円を見込み、町債総額を2億3,970万円の計上としております。

以上をもちまして、歳入の概要説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、順に、御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上しております給与費明細書を、本予算書末尾の106ページから114ページに掲げております。

なお、108ページのとおり、会計年度任用職員以外の職員数は、前年同様の99名で、給与費等の所要総額は6億8,758万3,000円でございますので、御高覧を賜りたいと存じます。

では、歳出の32ページにお戻りください。

まず、款1議会費につきましては、議会運営活動に係る関係経費として6,642万4,000円を計上いたしております。

次に、33ページからの款2総務費は、11ページのとおり、対前年度4億4,723万5,000円減の10億2,502万円で、予算における構成比は19.4%となっております。

改めまして、33ページ、項1総務管理費、目1一般管理費には、特別職、総務課、出納室職員及び会計年度任用職員の人件費などを計上しており、その他主なものとしては、34ページの節7報償費に、ふるさと納税報償費として4,337万円を計上し、35ページ、節12委託料の1,877万2,000円については、住民システムの電算委託料に

799万3,000円や、ふるさと納税業務委託料390万円などが、主たる委託料となっております。

36ページの節18負担金補助及び交付金では、住民システムの標準化移行に伴い、政府共通のクラウドサービスを利用するための負担金として1,980万円を、目2文書広報費は1,286万6,000円で、町広報紙の発行にかかる予算経費などを計上し、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

37ページの見3会計管理費へは、一昨年から必要となりました公金収納手数料など、出納等にかかる委託料や使用料として1,263万円を、次の目4財産管理費では、役場庁舎において脱炭素化推進に向けた空調、照明等の設備工事分が大きく減額となり、対前年度4億7,704万7,000円を減額し、8,714万1,000円を計上しております。

次に、40ページ、目5企画費では、節7報償費へ、地域おこし協力隊の報酬と合わせて、空き家対策や移住者に対する相談・支援を行う集落支援員を配置する経費として1,249万5,000円、次の41ページ、節12委託料へペロブスカイト事業を実施するため、脱炭素関連事業委託料として500万円を計上するほか、42ページ、節18負担金補助及び交付金には、地域未来交付金事業として、5町連携の美村プロジェクト負担金を計上しております。

続く、43ページ、目6地方バス路線維持対策費には、地方路線バス運行委託料や町営バスの運行委託料など6,022万3,000円を、44ページ、目15脱炭素先行地域づくり事業費には2億3,550万円を計上し、一昨年採択された脱炭素先行地域の事業計画に基づき、2年目を迎える8年度においては、節12委託料に8,600万円を計上し、EVステーションや脱炭素普及事業などの実施のほか、節18負担金補助及び交付金では、公共施設への太陽光発電設備の導入に加え、民間施設や戸建て住宅においてもPPA事業の導入を進めるべく、1億4,300万円を計上いたしております。

次の項2徴税費、目1税務総務費は、税務係の人件費関係が主なもので3,907万4,000円を計上いたしております。

45ページ、目2賦課徴収費では、節12委託料へ固定資産基礎資料作成業務委託料など、2,173万1,000円を計上いたしております。

46ページ、項3戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に携わる職員の人件費のほか、47ページの節12委託料には、法改正に伴う戸籍の氏名への振り仮名追加記載等への対応予算413万8,000円を、次の節13使用料及び賃借料では、各種システムの使用料などを合わせて1,227万円を計上いたしております。

48ページから49ページにかけての項4選挙費においては、三重県知事、県議会議員選挙にかかる人件費や選挙管理委員会に要する費用など、合わせて1,468万1,000円を計上しております。

50ページを御覧ください。

項 5 統計調査費109万5,000円につきましては、経済センサスにかかる経費が主たるものとなっております。

次に、51ページからの款 3 民生費の総額は14億5,654万円となり、全体予算における構成比は27.5%と、割合としては一番大きな部分を占めております。

まず、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費におきましては、人件費など、1億6,809万3,000円を計上しております。

人件費を除く、主たる予算構成につきましては、節12委託料に福祉総合計画策定支援業務の委託料に1,001万円のほか、52ページで、社会福祉事務所未設置町における相談事業業務委託料として500万円を計上し、専門支援員の調整と町社会福祉協議会との連携により、生活困窮者に対する支援窓口の整備に努めます。

節18負担金補助及び交付金へは、町社会福祉協議会への補助金3,169万3,000円のほか、高齢者・障害者タクシー補助として48万円を計上し、経済的な負担軽減等を図ってまいります。

53ページの節19扶助費には、福祉医療費補助金など2,555万6,000円を、節27繰出金には、国民健康保険特別会計への繰出金6,005万7,000円など、社会福祉に要する費用を計上いたしております。

次の目 2 障害福祉費には、節12委託料に第 8 期の障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画の策定委託料550万円のほか、歩行訓練士の生活支援派遣委託料94万5,000円などを計上いたしております。

54ページ、節19扶助費 2 億2,418万8,000円につきましては、生活介護事業費5,099万2,000円が、その割合の多くを占めております。

次に、目 3 老人福祉費では、55ページ、節27繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億6,411万7,000円、介護保険特別会計繰出金 1 億8,060万1,000円を計上するなど、合わせて 3 億4,471万8,000円をもって、社会保障制度と健康増進の一体的実施を踏まえた適正な高齢者福祉の展開を目指します。

56ページ、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、人件費などのほか、子ども家庭センターの運営費用を含め、4,060万7,000円を計上いたしております。

57ページからの目 2 児童措置費では、国、県の児童手当等交付金を受け、所得制限はせず、現行の中学生までから、高校生世代までを対象とする予算を含めた 1 億6,619万5,000円を計上し、58ページからの目 4 児童福祉施設費には、町立保育所の運営費として 4 億3,234万円を見込み、さらなる保育サービスの充実に努めます。

その一環としましては、60ページの節14工事請負費におきまして、柵橋保育所の遊戯室の床の改修と合わせて、町が進める脱炭素化事業の一環として、照明器具をLED化し、保育室天井のアルミ製ルーバーの撤去や壁紙の張替えを行う工事費用等を計上し、保育環境の充実に努めます。

61ページ、目5 地域子育て支援センター運営費では、当センターの運営経費680万9,000円を計上、目6 放課後児童クラブ運営費には3,234万1,000円を見込んでおり、その体制整備として、新たに看護師1名を配置し、専門的なサポートを提供することに加え、緊急時の対応や平時においては児童の健康管理に努めます。

次に、64ページからの款4 衛生費の総額は4億4,850万3,000円で、予算における構成比は8.5%となっております。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、例年、保健衛生、環境衛生にかかる職員の人件費に加え、水道事業の負担金が主な予算となりますが、節18負担金補助及び交付金では、65ページに上水道事業の建設改良事業負担金として7,050万円を、また、物価高騰支援策として3か月分の水道基本料金の減免として、水道事業会計への補助金1,270万円を計上、目2 予防費では、節12委託料に子供の定期予防接種と、高齢者の定期予防接種のための予防接種委託料及び結核検診委託料などを合わせた2,601万4,000円を見込み、感染症対策に万全を期すとしています。

次の目4 環境衛生費においては、環境衛生対策や不法投棄防止対策に要する経費として1億4,528万3,000円を見込んでおります。

66ページの節18負担金補助及び交付金には、合併処理浄化槽設置補助金に加え、太陽光発電設備等の設置費や電気自動車等の購入費にかかる補助金を見込むとともに、伊勢広域環境組合の負担金など、全体で1億4,050万7,000円を計上しています。

67ページからの目5 母子保健衛生事業費では、出産・子育て応援事業に関する費用を含めた2,897万3,000円を計上し、伴走型相談支援と出産子育て応援ギフトを組み合わせた子育て支援策により、少子化対策事業を進めてまいります。

69ページ、目6 健康増進対策費にあつては1,437万8,000円を計上し、保健と介護の一体的側面からアプローチをかけるべく、個人や地域の健康に関するデータ分析に取り組めます。

続く、目7 医療事業費につきましては、冒頭で申し述べました町営診療所の管理運営費として、節12委託料へ1,100万円を計上した上で、診療所の2回目以降の診察を自宅で、オンラインで受診できるよう実証実験を行うための節7 報償費へ6万円を計上し、喫緊の課題であります地域医療の確保に努め、暮らしの安心につなげます。

70ページ、項2 清掃費、目1 塵芥処理費では、再資源化率の目標達成に向けた分別マイスターの養成などが、先日、環境省のプラスマ・アワードの金賞という形で評価をいただいた同事業の継続と、ごみ収集処理対策費用など、7,380万9,000円を計上いたしております。

次に、72ページからの款5 農林水産業費ですが、対前年度536万3,000円増となる2億2,420万5,000円で、予算における構成比は4.2%となっております。

項 1 農業費、目 3 農業振興費では1,899万2,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策や農地の荒廃防止対策に努めます。

有害鳥獣による農作物被害の軽減対策のため、節 7 報償費の有害鳥獣駆除報償費に、町内または近隣でも目撃されている熊に関連する対策経費を盛り込んでいます。

続く、74ページ、目 4 農地費では、対前年度293万円増となる4,344万円を計上いたしております。

主な業務といたしましては、節12委託料に農道鮎川下久具線ほかの草刈り業務や危険木の伐採業務などに1,990万円を、節14工事請負費に、ふるさと農道の区画線設置や排水等改良工事など、合わせて410万円を見込んでいます。

また、75ページ、目 6 多面的機能支払事業費においては1,174万4,000円を計上し、農地維持や資源向上のための地域共同活動に対し、国・県との連携による支援に努めてまいります。

目 9 環境保全型農業直接支払事業費には、環境保全に効果的な営農活動に取り組む有機栽培事業者への支援として、364万円を計上いたしております。

76ページの項 2 林業費、目 2 林業振興費においては7,483万3,000円を見込み、節 12 委託料では、森林環境譲与税を活用した森林の境界明示化作業や所有者への意向調査、加えて、間伐整備についても計画的に進め、適正な水源涵養機能の保全と林業振興を図るべく、7,138万円を計上しております。

77ページ、目 3 林道事業費では3,145万5,000円を計上し、林道注連指線改良工事など、適切な林道の維持管理を図ります。

次に、78ページからの款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費におきましては、町商工会の運営や、いらっ茶いわたらいの事業補助金のほか、南部地域周遊ペットツーリズムの事業委託料を合わせた3,002万1,000円を計上し、地域産業の振興に努めます。

79ページからの款 7 土木費は、対前年度 3 億8,255万1,000円増の 8 億3,782万8,000円で、予算における構成比は15.8%となっており、伸び率としては84%となっています。

その要因といたしましては、町営住宅の清風住宅第 1 期工事によるものであります。

81ページ、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費では3,995万8,000円を、82ページの日 2 町道新設改良費におきましては、町道川南線の道路舗装改良をはじめ、通学路の安全確保、道路整備及び田口大橋の塗装など、道路メンテナンスを含めた各種の工事に設計業務を含めた費用として、2 億5,552万7,000円を計上しています。

次の項 3 河川費、目 1 河川維持費では、維持工事に要する費用など2,905万円を計上し、流域治水に取り組むための各準用河川の改修や、浚渫事業等を進めてまい

ります。

83ページ、目2砂防費では、砂防・急傾斜地事業の県への負担金として570万円を計上しております。

次の項4施設管理費、目1公園管理費では、宮リバー度会パーク等の維持管理経費など、2,245万7,000円を計上し、安心・安全で利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

85ページ、目3バザールわたらい施設業務管理費419万3,000円につきましては、バザールわたらいの維持管理等にかかる経費として、それぞれ計上しております。

次の目4遊水プール鏡運営費では、節12委託料に施設指定管理料として2,900万円を計上し、維持管理を徹底しながら、楽しく安心して御利用いただける施設整備に努めます。

項5住宅費、目1住宅管理費においては3億5,240万円となっており、冒頭より申し上げます町営住宅の清風住宅用地造成が整いましたことから、第1期工事として2棟の新築工事等の費用として、86ページ、節14工事請負費に3億3,685万円でもって、建築を進めていくとしています。

次の87ページ、款8消防費におきましては、対前年度261万2,000円増の2億3,852万9,000円で、構成比は4.5%となっております。

まず、項1消防費、目1非常備消防費では、消防団員の報酬及び活動費の所要額、退職団員の退職報償金など1,660万6,000円を、目2消防施設費については、設置を進める三重南消防指令センター及び協議会の運営経費等を含めた広域消防負担金などで、対前年度1,594万7,000円増の1億7,794万3,000円を、目3防災費におきましては4,199万円を計上し、防災備蓄品の充実のほか、地域防災計画の改定や浸水想定区域の見直しに伴う防災マップの更新など、さらなる防災対策の強化により、不測の事態に備えてまいります。

89ページからの款9教育費におきましては、対前年度858万9,000円減となる4億5,302万5,000円で、総予算における構成比は8.6%を占めております。

項1教育総務費、90ページからの目2事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人件費などで5,024万9,000円を計上いたし、より一層の教育活動の適正化、活発化を促進してまいります。

91ページ、目3教育振興費には410万5,000円を計上し、高校生等修学支援金により、子育て家庭を支援いたします。

項2小学校費、目1学校管理費におきましては1億6,585万円を計上いたしております。

主たる内訳につきましては、事務的経費や節12委託料、93ページのスクールバスの運行経費6,831万4,000円のほか、節18負担金補助及び交付金では、94ページ、学

校給食費補助金として、国費活用により1,962万円を計上することで、当年度から小学校の完全給食無償化を図り、保護者の負担軽減と併せ、教育環境の充実に努めます。

項3中学校費、目1学校管理費においては、対前年度671万7,000円減となる1億2,691万3,000円の予算計上としております。

中学校費においては、特別支援を要する生徒の増などにより、学習支援員やスクールケア指導員の配置を充実するとともに、小学校費と同様に、95ページからの節12委託料の96ページ、スクールバス運行経費5,123万6,000円のほか、体育館の空調改良の設計委託に600万円を計上し、健全な環境を整えるとしています。

97ページからの項4社会教育費、目1社会教育総務費では、98ページ、節18負担金補助及び交付金に、民間から地域活性化起業人の登用をする費用として590万円を計上し、子供たちの自由な発想と主体的な取り組みの支援により、教育の観点から子供たちのみらいにつながる施策を展開していきます。

次に、99ページ、目2公民館費では、節12委託料へ図書管理システムの委託費用として518万8,000円を計上し、100ページの目3ふるさと歴史館費については、町における文化財の保護、継承及び活用に寄与する当歴史館の運営費用として154万9,000円を見込んでおります。

101ページからの項5保健体育費、目1保健体育総務費には、総合型地域スポーツクラブ等補助金など、619万2,000円を計上しています。

102ページの目2体育施設費には、旧小学校の体育館やグラウンドにかかる管理费用など333万2,000円を計上し、体育施設の適正な維持管理と利用者の安全な環境づくりに努めます。

次の目3学校給食施設費では、節12委託料、103ページの給食センター調理等業務委託料4,097万8,000円などの計上をいたしております。

103ページ、款10災害復旧費については、項2農林水産業施設災害復旧費、目4過年災林業施設災害復旧費において、林道注連指西線の地すべり災害復旧工事として9,585万円を計上し、その早期復興に向け進めております。

104ページ、款11公債費については、対前年度240万円増の3億2,780万円を計上し、予算総額における構成比は6.2%を占めております。

財源措置のある時限的事業をうまく活用し、借入と償還のバランスを考慮した運用に努めてまいります。

なお、起債予定の地方債については、9ページの第3表 地方債へ、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みなどに関する調書を、本予算書の末尾117ページに記載しておりますので、重ねて、御高覧賜りたいと存じます。

お戻りいただきまして、105ページ、款12諸支出金、項2基金費を御覧ください。

目11ふるさと応援基金は、ふるさと納税寄附金を原資とする積立金として6,500万円を計上し、ふるさと応援基金の一部を充当した子育て支援策など、有効的な活用を努めてまいります。

最後に、8ページ、第2表 債務負担行為には、令和9年度からの脱炭素先行地域事業について、合わせて1億5,050万円を限度額とし、取り組むべく計画をいたしております。

以上をもちまして、議案第1号 令和8年度度会町一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

議案第2号からは、副町長が説明いたしますので、引き続き、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 暫時、休憩いたします。

(10時16分休憩)

(10時30分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

はい、西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長に代わりまして、順次、御説明いたします。

まず、議案第2号 令和8年度度会町国民健康保険特別会計予算でございます。

予算編成につきましては、例年、過去数年の医療費の動向や受診率の推移などを勘案し、県や国保連合会との連携・調整による予算計上としております。

5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

当年度におきましても、団塊世代の方々が後期高齢者へ移行することに伴い、被保険者数は減少していることも要因となり、予算規模は、対前年度1,286万3,000円減の8億4,881万3,000円としております。

まず、5ページの歳入でございますが、款1国民健康保険税においては、現年度課税分や実績から滞納繰越課税分などを考慮の上、精査し、対前年度2,849万8,000円増となる1億5,772万6,000円を計上いたしております。

款4県支出金においては、県からの資料に基づき、対前年度597万1,000円減の6億1,829万9,000円を計上しております。

款6繰入金は、保険税の算定から、一般会計繰入金は、対前年度2,562万6,000円減の6,272万9,000円を見込み、予算計上しています。

なお、一般会計からの繰入金は、保険税軽減に伴う財政措置や関係職員にかかる人件費など合わせて6,005万7,000円の繰入れを行い、給付費支払準備基金からは、267万2,000円を繰入措置しております。

次に、6ページの歳出でございますが、款1総務費におきましては、人件費や電

算化共同処理に要する費用などを合わせて、2,110万7,000円を計上いたしております。

歳出予算の過半を占める款2 保険給付費につきましては、令和6年度の実績見込額から推計し、対前年度12万8,000円減の5億9,481万円を見込んでいます。

次の款3 国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から医療機関へ支払う費用に充てるため、度会町の納付金を支出することを目的とするもので、県の資料により計上いたしておりますが、対前年度1,226万7,000円減の2億1,088万6,000円を見込んでいます。

款6 保健事業費では、対前年度17万4,000円減の1,630万2,000円を計上し、特定健康診査など、生活習慣病対策を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

次に、議案第3号 令和8年度度会町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

町民が相互につながり支え合い、安心して元気に暮らせる町を基本理念とする第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の充実に必要な予算計上としております。

6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

当年度におきましては、令和7年度の利用実績により、施設介護サービスの減少が見込まれる中、法改正対応による介護保険システムの改修など、歳入歳出予算の総額を、対前年度402万2,000円増の10億2,903万円といたすものでございます。

総括的な事項では、まず、6ページ、歳入において、款1 介護保険料に、第1号被保険者保険料として、対前年度と同額の2億2,230万5,000円を計上し、款3 国庫支出金へ2億3,016万9,000円を、款4 支払基金交付金に、第2号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを2億5,394万6,000円、款5 県支出金に対前年度166万円減の1億3,935万2,000円を、款7 繰入金には、人件費等に充当するための一般会計繰入金や歳入歳出予算額を調整するための基金繰入金を合わせて、1億8,060万2,000円を計上しております。

次に、7ページの歳出でございますが、款1 総務費では、法改正による介護保険システムの更新に1,048万9,000円のほか、3町で構成する度会広域連合における人件費の増加により、対前年度1,190万5,000円増の4,974万7,000円を見込んでおります。

款2 保険給付費は、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護サービス給付費を主として、昨年と同額の9億540万円を計上しております。

款4 地域支援事業費につきましては、対前年度917万4,000円減となる6,938万9,000円を計上いたしております。

当年度の包括支援センター事業の重点施策としては、総合的なフレイル対策として、保健事業と介護予防の一体化作業の実施をはじめ、地域で支え合う仕組みづくりの構築を目指した地域の担い手の増加・支援のほか、成年後見中核機関を兼ねた成年後見サポートセンター事業など、引き続き支援事業の充実に努めてまいります。

次に、議案第4号 令和8年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

予算編成に当たっては、進みゆく高齢化社会に伴う医療費の増加に加え、被保険者数の急増と利用実績を勘案した上で、予算の積上げを施しております。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

三重県後期高齢者医療広域連合の資料を元に算定し、歳入歳出予算総額を、対前年度848万3,000円増となる2億6,918万7,000円といたすものでございます。

4ページ、歳入においては、主として、款1後期高齢者医療保険料に1億496万9,000円、款3繰入金に一般会計繰入金1億6,411万7,000円を財源として、計上しています。

5ページの歳出においては、事務費の款1総務費に1,215万8,000円を、款2後期高齢者医療広域連合納付金に2億5,692万6,000円を計上するものでございます。

次に、議案第5号 令和8年度度会町水道事業会計予算について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条では、令和8年度の業務予定量について、給水戸数、年間総給水量及び主要な建設改良事業として、県道等配水管布設替等の各種工事を、第3条収益的収入及び支出の収入は、水道事業収益3億129万4,000円、支出は、2ページの水道事業費用3億1,910万円を計上し、第4条で資本的収入は1億2,323万8,000円、資本的支出は1億4,038万1,000円とする予定額を計上いたしております。

まず、第3条収益的収入及び支出の詳細について、御説明させていただきます。

26ページからの事項別明細書を御覧ください。

款1水道事業収益は、項1営業収益と項2営業外収益に分かれ、項1営業収益の主たるものは、目1給水収益、節1水道料金でございまして、料金改定により1億7,503万円を見込んでおります。

なお、当年度は4月から6月支払分までの水道基本料金の減免による物価高騰支援対策により、影響を受けている生活者等への支援に努めます。

項2営業外収益では、目2他会計補助金、節1一般会計補助金1,864万3,000円と、目3長期前受金戻入に、補助金負担金等の本年度収益化分として9,961万7,000円を計上いたしております。

次に、収益的支出ですが、款1水道事業費用は、項1営業費用、29ページの項2

営業外費用、項 4 予備費の三つに分かれています。

項 1 営業費用の目 1 原水及び浄水費では、原水及び浄水に要する経費を計上しており、主たるものは、27ページ、節16委託料の施設設備点検委託料等2,903万円と節33受水費の南勢水道用水受水費1,297万8,000円でございます。

目 2 配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり843万9,000円、目 3 業務費は水道料金の徴収や検針業務のほか、水道会計システムの更新業務にかかる経費であり1,230万5,000円を計上、28ページの目 4 総係費は総額を3,622万7,000円とする職員の人件費及び一般管理費でございます。

節16委託料には、水道情報管理システムのデータ更新業務、水道事業会計の支援業務など、861万2,000円を計上いたしております。

29ページの目 5 減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億5,806万1,000円を、その主たるものは、構築物の6,862万4,000円と機械及び装置の8,614万2,000円でございます。

項 2 営業外費用としては、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費と目 2 消費税を合わせて1,575万7,000円を計上いたしております。

続きまして、第 4 条資本的収入及び支出の詳細につきまして、30ページで御説明いたします。

まず、資本的収入についてでございますが、項 2 出資金には、元金償還金に対する出資金として一般会計出資金2,413万3,000円を、項 3 負担金には、建設改良事業負担金等として7,350万円を計上しております。

次に、支出でございます。

款 1 資本的支出には、項 1 建設改良費へ葛原配水池更新詳細設計、その他町道等配水管布設替工事の設計業務等委託料3,185万6,000円及び工事請負費6,772万9,000円を見込み、項 3 企業債償還金には4,073万6,000円を計上いたしております。

なお、その他附属資料として、8ページに資金の流れを見るための財務諸表である予定キャッシュフロー計算書を、9ページから14ページに給与費明細書を、また、15ページに年間の経営状況を示す予定損益計算書を、16ページに財産状態を示す予定貸借対照表を、それぞれ添付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、議案第 6 号 令和 7 年度度会町一般会計補正予算（第 8 号）について、御説明いたします。

本予算案は、令和 7 年度が終盤を迎えましたことから、各種事務事業の精査及び歳入歳出を調整した上で1億1,834万5,000円減額し、補正後の予算総額を57億8,238万4,000円といたすものでございます。

歳入におきましては、11ページ、款10地方交付税において、普通交付税の再算定に伴い、追加交付されたことにより1億2,245万6,000円の増額をいたしております。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、児童手当の支給実績などから、1,622万3,000円を減額いたしております。

12ページの項2国庫補助金では、浄化槽設置基数の調整による循環型社会形成推進交付金及び社会資本整備総合交付金の住宅関連の精査など、合わせて806万1,000円の減額をいたしております。

款15県支出金、項1県負担金では、目2民生費県負担金で、国民健康保険保険基金安定負担金144万9,000円の減額など、各種負担金の調整を施し、合わせて158万3,000円の減額をいたしております。

項2県補助金におきましては、13ページ、目3衛生費県補助金361万5,000円の減額はあるものの、目4農林水産業費県補助金で、機構集積協力金交付事業費補助金1,200万円などを要因として、1,284万5,000円の追加としております。

なお、目8災害復旧費県補助金の440万円の増額につきましては、林道注連指西線地すべり災害復旧工事の事業進捗に伴う補助金の増額となっております。

14ページ、款18繰入金の項2基金繰入金では、今回の補正予算における財源調整として、目1財政調整基金繰入金において1億6,076万1,000円を減額するとともに、目7町債管理基金繰入金においても、財源調整により5,000万円を減額しており、合わせて2億1,111万1,000円の減額調整をいたしております。

15ページの款21町債、項1町債においては、目2農林水産業債にて120万円を、目3土木債にて460万円を、それぞれ事業費の精査による不用額として、合わせて720万円の減額をいたしております。

続きまして、歳出の主たるものについて御説明いたしますが、人件費につきましては省略しますことを、御了承のほど、お願いいたします。

まず、16ページ、款2総務費、項1総務管理費においては、それぞれの業務にて不用額の精査による減額を施し、17ページの目4財産管理費につきましても、庁舎の空調工事の関係から、庁舎の電気使用量150万円の減額をいたしております。

また、19ページ、20ページの項4選挙管理費では、知事及び参議院議員選挙の不用額合わせて653万2,000円を減額しております。

21ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節27繰出金にて、国保特別会計への繰出金1,275万5,000円を減額し、目3老人福祉費でも、節27繰出金において、後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計の各会計の精算見込みを調整し、繰出金853万9,000円の減額を施しております。

22ページ、項2児童福祉費、目2児童措置費では、児童手当などの支給実績から1,616万円を減額いたしております。

23ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、新型コロナワクチンや子宮頸がんワクチンにおける予防接種委託料の精査などにより157万円を、目4

環境衛生費では、合併処理浄化槽など、補助金の実績に基づき1,048万9,000円を、続く、24ページ、目5母子保健衛生事業費でも妊婦健康診査委託料など87万5,000円を、こちらの実績に伴い、それぞれ減額補正をしています。

26ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費では、節18負担金補助及び交付金にて、歳入においても申し述べました田口と麻加江地区に対する機構集積協力金交付事業費補助金1,200万円を、追加計上をいたしております。

次に、項2林業費では精算見込みを調整し、目2林業振興費で700万円、目3林業事業費で、590万円を減額措置しています。

28ページ、29ページの款7土木費、項2道路橋梁費では、事業見込額の精査により739万5,000円を減額いたしております。

29ページ、項5住宅費490万円の減額につきましては、清風住宅の建替用地造成費用にかかる不用額の精査によるものでございます。

32ページ、款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費では、歳入で申し上げましたが、林道注連指西線地すべり災害復旧事業の精査による補助金の増額により、財源の振り替え措置を施しております。

合わせて、先にお認めいただいている6ページの第2表 継続費補正について、三重県からの指導により、これを廃止し、改めて、7ページの第4表 債務負担行為補正でもって、限度額を同額で追加しております。

戻っていただきまして、33ページの款11公債費、項1公債費につきましては、令和7年度の償還予定額の精査により、目1元金、目2利子ともに不用額の調整として168万2,000円を減額いたしております。

款12諸支出金、項2基金費、目10森林環境譲与税基金につきましては、665万円の追加補正をいたしております。

ページをお戻りいただきまして、7ページ、第3表 繰越明許費補正でございますが、信号柱に設置するとしていた防犯カメラの設置について、三重県警察本部からの許可に時間を要することから、年度内に完了できない見込みであるため、翌年度への予算繰越しについて、承認を求めるものでございます。

なお、地方債につきましては、8ページの第5表 地方債補正に、このたび、変更する必要がある事業の限度額のほか、起債の目的、起債の方法などを含め、お示ししておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、議案第7号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

今回の補正におきましては、歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、予算の総額を8億7,845万3,000円とするものでございます。

歳入におきましては、2ページ、款4県支出金において、保険給付費等交付金の

精査により734万2,000円を減額し、款6繰入金においては不用となる2,775万7,000円を減額しております。

款7繰越金では、前年度繰越金として3,531万4,000円を追加いたしております。

3ページの歳出では、款1総務費において、人件費及び財源充当の精査により1万5,000円追加するなどの財政措置と財源の振替措置を施しております。

次に、議案第8号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正は、本年度の給付費見込額を精査することなどで、歳入歳出それぞれ2,412万4,000円を増額し、補正後の予算総額を11億6,907万5,000円と定めるものでございます。

2ページの歳入につきましては、介護給付費負担金の交付決定などに伴い、款3国庫支出金にて4,013万4,000円を増額、款4支払基金交付金にて1,449万4,000円を減額、款5県支出金では506万8,000円を増額し、款7繰入金においては、一般会計及び基金からの繰入金を658万4,000円減額するものであります。

3ページの歳出につきましては、款2保険給付費に介護サービス等諸費など合わせ3,420万円を減額し、款3基金積立金に介護給付費準備基金積立金として6,146万9,000円を追加し、款4地域支援事業費におきましては、介護予防事業の実績と見込みの精査により314万5,000円の減額をいたしております。

次に、議案第9号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、今年度の加入状況から、現年度分徴収保険料及び保険料にかかる負担金などの精査により、歳入歳出それぞれ291万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億7,327万6,000円と定めるものでございます。

次に、議案第10号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

今回の補正は、法定福利費に不足が生じたため、第2条収益的収入及び支出の支出第1款水道事業費用、第1項営業費用に5万1,000円を追加し、水道事業費用を2億9,402万6,000円と定めるものでございます。

続きまして、条例関係について、御説明いたします。

まず、議案第11号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和7年8月7日付の人事院勧告により、民間企業との格差等に基づく、通勤手当の見直しが求められたこと及び自動車通勤者について、燃料価格や物価の高騰による負担を軽減し、優秀な人材の確保、流出の防止を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号 度会町職員の旅費に関する条例についてでございます。

令和7年4月1日に、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと、また昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく、確実に実費弁償を行うとともに、職員の事務負担の軽減を図る必要があるため、度会町職員の旅費に関する条例の全部を改正し、関連する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第13号 度会町職員の降給に関する条例についてでございます。

度会町職員において、著しい能力不足、業務ミスまたは職務の達成状況が一般的な水準を下回る場合に、能力や成果に応じた給与水準への変更を行う必要があり、また、国の基準に基づき、町職員の降給制度を整え、人事管理の公平性を保つため、当該条例を新規制定いたすものでございます。

次に、議案第14号 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例についてでございます。

学校薬剤師の報酬額における地域間格差を解消するため、基本年額報酬を引き上げるとともに、学校医等が公務を行う際の旅費の支給について、職員の旅費の例によることとするため、度会町医師手当支給条例の全部を改正するものでございます。

続きまして、議案第15号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化され、三重県においても、登録後、県内でのみ保育士として業務を行い、かつ3年を経過し、一定の勤務経験がある場合は、通常の保育士として他の都道府県等でも業務を行うことが可能となったため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちら、議案第15号同様、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、用語の追加、条項ずれの対応が必要であるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

令和8年度から、こども誰でも通園制度が全国の自治体において実施されることに伴い、当町においても、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、新たに制定するものでございます。

続きまして、議案第18号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

当町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化に加え、担い手への農地の集積集約化により大きく変化しており、農業委員会の適正な運営を図り、現在の農業情勢に即した委員定数とする必要があるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次の議案第19号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和8年4月1日から施行され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等が改定されることに伴い、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第6号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月16日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものです。

本専決予算は、衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行準備に取りかかるため、必要な予算措置を行ったもので、直ちに業務遂行する必要があり、町議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1,164万5,000円を追加し、予算の総額を58億9,722万9,000円としたものでございます。

続きまして、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第7号））でございます。

議案第20号同様に、物価高騰により影響を受けている生活者等を支援するため、緊急に実施すべき物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業において、水道料金基本料の減免措置を行うことについて、令和7年度度会町一般会計予算において、必要な予算措置を行いました。

早期対応の必要性を鑑み、直ちに議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したもので、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算の総額を59億72万9,000円としたものでございます。

続きまして、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））でございます。

本専決予算も同じく、前述の議案第21号に関連し、物価高騰により影響を受けている生活者等を支援するため、緊急に実施すべき物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業にかかる事業について、令和7年度度会町水道事業会計予算において、必要な予算措置を行いました。

早期対応の必要性を鑑み、直ちに議会を招集する時間的余裕がなかったことから、

専決処分を行ったものでございます。

次の議案第23号から議案第30号までの辺地にかかる公共的施設の総合整備計画については、それぞれの辺地に係る公共的施設の整備を推進するにあたり、財政上の特別措置となる辺地対策事業債を活用すべく、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出するため、議会の議決を求めるものでございます。

説明にあたりましては、議案名称の一部を簡略化させていただきましたことを、お許し願います。

議案第23号につきましては注連指辺地、次の議案第24号は田口辺地、議案第25号は麻加江辺地、次の議案第26号は立花辺地、議案第27号は柳辺地、次の議案第28号は市場・脇出辺地、議案第29号は和井野辺地、最後の議案第30号は川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。

続いて、議案第31号 町道路線の認定及び変更についてでございます。

こちらは、幹線道路と接続する道路網を形成するのに必要な道路であり、町道として適切な維持管理を図るべく、新規認定及び既存町道の路線を変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項により、町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更についてでございます。

令和3年3月に策定した第7次度会町総合計画基本構想について、策定から5年が経過し、町人口の動向等を踏まえた将来人口の展望を見直したため、現行の基本構想を一部変更し、総合的かつ計画的な行政運営を図り進めるもので、これを議会に提出し、議決を求めるものでございます。

最後の議案となります議案第33号は、度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについてでございます。

度会町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づいて選定した当該団体を、度会町地域福祉センターの指定管理者として、指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出議案にかかる提案理由の説明とさせていただきます。

なお、予算案、条例案等の詳細につきましては、追って各委員会におきまして、それぞれの担当課から御説明申し上げますので、何とぞ、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第1号～議案第33号）

日程第6 これより、議案に対する質疑を行います。

議案第1号 令和8年度度会町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号 令和8年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和8年度度会町介護保険特別会計予算、議案第4号 令和8年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号 令和8年度度会町水道事業会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第6号 令和7年度度会町一般会計補正予算(第8号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第7号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第8号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第7号、議案第8号及び議案第9号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第10号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第11号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第12号 度会町職員の旅費に関する条例について、議案第13号 度会町職員の降給に関する条例について、議案第14号 度会町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬及び費用弁償に関する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第15号、議案第16号及び議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第18号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第18号及び議案第19号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第6号））、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町一般会計補正予算（第7号））に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第20号及び議案第21号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第3号））に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第22号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第23号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第24号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 麻加江辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第27号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第29号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第31号 町道路線の認定及び変更について、議案第32号 第7次度会町総合計画基本構想の変更について、議案第33号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第31号、議案第32号及び議案第33号に対する質疑を打ち切ります。

◎常任委員会付託（議案第1号～議案第33号）

日程第7 ただいま議題となっております議案第1号から議案第33号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件

日程第8 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りをしましたとおり、派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

（11時29分）